

訂正放送等請求事件上告事件

(原審 東京高等裁判所 平成24年(ネ)第2066号)

(第1審 東京地方裁判所 平成22年(ワ)第45488号)

上告人 特定非営利活動法人空援隊

被上告人 日本放送協会

平成24年11月28日

上告人 特定非営利活動法人空援隊

理事長 小西理

最高裁判所 御中

上告理由書

頭書事件につき、上告人は下記のとおり上告理由を提出する。

原判決（平成24年9月26日判決言渡 東京高等裁判所第23民事部平成24年（ネ）第2066号訂正放送等請求事件、以下「原判決」という。）は、憲法解釈違反を含むので、それを破棄しさらに相当なる裁判を求める。なお、原判決に含まれる法令解釈・適用の誤り、手続きの過誤に関しては別途上告受理申立て理由書に述べることとし、本理由書には含まない。

第1 はじめに

1. 事案の要旨

本件は、上告人が、被上告人がテレビジョンで全国放送した「追跡！ A to Z “疑惑の遺骨”を追え～戦没者遺骨収集事業の闇～」と題するドキュメンタリー番組（以下、「本件番組」という。）において、上告人の名誉を毀損したとして、被上告人に対し、民法709条、710条、723条、放送法（平成22年法律第65号により改正後のもの。以下同じ）9条1項に基づき、訂正放送、謝罪放送等を求めた事案である。

本件第1審を担当した東京地方裁判所民事第24部は、当該放送が「上告人の社会的評価を低下させるもの」と認定しつつも放送した内容に関して「仮に真実であることの証明がなされなくても、その行為者がその重要な部分につき真実であると信じたことに相当の理由があるものであり、その故意又は過失は否定され、不法行為は成立しない」と判じるとともに、「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったものと認められる」とし民法709条、710条、723条のそれぞれ不法行為の成立を否定した。また放送法9条1項に基づく請求に関しては最高裁平成13年（オ）第1513号、同年（受）第1508号同16年11月25日第一小法廷判決・民集58巻8号2326頁を引用、「同項は、真実でない事項の放送がされた場合において、放送内容の真実性の保障及び他からの干渉を排除することによる表現の自由確保の観点から、放送事業者に対し、自律的に訂正放送等を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであって、被害者に対して訂正放送等を求める私法上の請求権を付与する趣旨の規定ではないと解するのが相当である」として、そもそも上告人の主張は放送法9条1項の適用においては失当であると判示した。

2. 原審判決の概要

上告人は本番組が、そもそも被上告人の取材の過程、時期などからみて、当初から被上告人が遺骨盗難の犯人であるかのように見せる結論ありきの番組制作手法であり、被上告人の評判を貶めることを意図としたもので、問題提起を主眼とした公益目的のものではないこと、並びに当然に報道番組制作に携わる放送者の注意をもってした取材によれば容易に知りうるべき事実や海外における戦没者遺骨収集の実情を無視、歪曲して作成された番組であり、放送者としての故意、過失を免れないものであることを主張した。

しかしながら原審判決は、「本番組の制作を誘導した遺族の言動、意向」について「不正な目的に基づくものであることをうかがわせる事情を認めるに足りる証拠はない」等とし「原判決の判断を左右するものではない」と判示した。またそれぞれの事実と異なる報道内容に対しても「その判断は不合理ではない」等、「真実だと信じたとしても不合理ではない」として再度、被上告人の故意・過失を否定する判断を下した。また放送法9条1項に関する請求に関しても第1審同様「私法上の請求権の根拠とはならない」とし、被上告人の請求を失当であると判示した。

3. 上告審の審理に望むこと

そもそも放送法9条第1項の規定である「放送事業者が真実でない放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人、又はその直接関係人から、放送のあった日から三ヶ月以内に請求があったときは、放送事業者は、遅滞無くその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明した時は、判明した日から二日以内に、その放送をした

放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で訂正、又は取り消しの放送をしなければならぬ。」の解釈適用に関する最高裁判例であるところの「同項は、真実でない事項の放送がされた場合において、放送内容の真実性の保障及び他からの干渉を排除することによる表現の自由確保の観点から、放送事業者に対し、自律的に訂正放送等を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであって、被害者に対して訂正放送等を求める私法上の請求権を付与する趣旨の規定ではないと解するのが相当である」は日本国憲法に照らしても、社会一般通念に照らしても解釈を間違ったものであり改められるべきものであると考える。

放送法9条1項は放送法そのものがその3条で「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、または規律されることがない。」と規定しているように、まさにその法律で規定された場合にあたるといえる。ここにいくつかの問題が存在している。その論点は以下の点であり、この点について改めて十分な審理を尽くされることを望む。

- (1) 基本的人権の観点
- (2) 裁判を受ける権利の観点
 - ア) 司法判断に関して
 - イ) 放送法9条1項の「真実」に関して

第2 上告理由

1. 基本的人権の観点

従来より、日本国憲法の規定する11条の基本的人権、特に名誉権と、放送者の表現の自由をも保障している21条の間には衝突が存在する。この間の衝突に関しては、第一審、原審でも適用されているいわゆる「真実相当性の原理」

が一般に採用されており、このことについては合理的なのだと考える。

つまり報道放送の迅速性、重要性に鑑みると短時間の間に放送者にその事実が真実かどうかを見極めることを求めるのは酷であり、ひいては求めてしまうと表現の自由を阻害し公共の利益を損なうことになってしまうというのは理に適ったことである。また実際には、その事実が真実であるかどうかは必ずしも明らかでないような場合もありえない話ではない。

しかしながらこのことと、実際に事実として報道、放送された事項が真実ではないと判明した場合に誤報をしかるべく訂正し、真実でない報道、放送により名誉を傷つけられることになった被害者の救済として名誉を回復すべきことはまったく別の問題であるはずである。たとえその放送時に「適法な行為」であったとしても、その結果として日本国憲法11条の規定する基本的人権と一般に認められている名誉権を侵害したような場合が発生した時点においては、その法的救済は必ず図られねばならないはずである。

まさに放送法9条1項が想定するのはこのような事態であり、故に「真実でない放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人、又はその直接関係人から、放送のあった日から三ヶ月以内に請求があったときは、放送事業者は、遅滞無くその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明した時は、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で訂正、又は取り消しの放送をしなければならない。」と規定するのである。

この条文は文字通り、「放送により権利の侵害を受けた本人、又はその直接関係人から、放送のあった日から三ヶ月以内に請求があったとき」には放送者は「真実でないかどうか」の調査をしなければならないものと解釈されるべきで、決して「自律的に調査、訂正放送を義務付けるもの」と解釈されてはならない

ものであるはずであると同時に、後に日本国憲法32条の裁判を受ける権利との関連で詳しくは述べるが、裁判所の判断になじまなければならない事項であると考えられる。

昨今の社会事情を鑑みると、被上告人を含むマスメディアは第4の権力といわれるような大きな力を持つに至り、一瞬の誤報により、個人や事業者の社会的生命を葬り去ってしまうことは周知の事実である。また数多く報道されるように、マスメディアの誤報事件などは増えこそすれ数を減じてはいない。また報道番組制作に関するモラルの低下も言われて久しい。

このような状況では、当然のことながら過度の干渉は避けるべきものではあるが、マスメディアの自浄作用だけでは被害者を救済することは期待も出来ないものであり、明確な表現で被害者の請求権を法律が規定しているにも関わらず「放送者の自律的義務として司法判断の枠外に置く」という解釈では、日本国憲法11条の基本的な権利そのもの、またあわせて13条に規定する幸福追求権そのものを確保することは出来ない。従って原審に引用される最高裁平成13年（オ）第1513号、同年（受）第1508号における解釈は、憲法に違反するものといわざるを得ない。実際のところ、本件裁判が提起されてからも、被上告人は「真実であるかどうか」の調査に着手せず、上告人が「真実ではない」という証拠を提出しているにも関わらず、いたずらに法廷においても「信じるに足る相当の理由があった」との主張を繰り返すのみであり、放送法9条1項の義務を履行していない。

2. 裁判を受ける権利の観点

(1) 司法判断に関して

日本国憲法は32条において「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪

われない」と規定する。本件裁判の当事者は、上告人も被上告人も私人であり、公権力の担い手ではない。私人と私人間の争いに関して、その判断を法律によって一旦は「自律的判断」に委ねるとしても、最終的な判断は「裁判所」によって行われることが担保されているとするのが日本国憲法32条の裁判を受ける権利の本質であると考ええる。裁判所が自ら「放送内容の真実性の保障及び他からの干渉を排除することによる表現の自由確保の観点から、放送事業者に対し、自律的に訂正放送等を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであって、被害者に対して訂正放送等を求める私法上の請求権を付与する趣旨の規定ではないと解するのが相当」と判示し、「司法判断になじむものではない」として被害の救済の道を放送事業者といえども完全に一私人の自治に委ねるのは、日本国憲法32条の裁判を受ける権利を侵害しており、憲法に違反した解釈といわざるをえない。

また放送法9条1項は「被害者から請求があったときは」、「調査しなければならない」と規定している。第1審においても認められているように、被上告人の行った当該放送番組は上告人の「社会的評価を貶めるもの」と判示されているのであり、放送法9条1項の求める「権利の侵害」が発生しているのは明らかである。その帰結として被上告人に上告人指摘の事実が真実であるかどうかの調査を真摯に行う義務のあることは論を待たないところである。

(2) 放送法9条1項の「真実」に関して

放送法9条1項に規定される調査義務と同様に、その調査の結果として示されるものが、妥当なものであるかどうかについても同様に最終調停者は裁判所であるべきであると解するところまでが、日本国憲法32条で規定する裁判を受ける権利の中に含まれていると考ええる。なぜならば、その放送事業者によっ

て行われた調査が妥当なものであったかどうか、またその事実が真実であったかどうかの判断は、判断できないという見解をも含めて、本条文の効果に決定的な意味をもつものであり、この点が放送事業者の自律性に委ねられるのであれば、法の意図するところの被害者の救済が実現されることは到底のぞめないところであり、同時に憲法 32 条の規定する裁判を受ける権利を否定するものであり、解釈を誤ったものといわざるを得ないと考える。

第 3 結論

原判決「第 3 当裁判所の判断 2 当審における控訴人の主張に対する判断 (3) 放送法 9 条 1 項が私法上の請求権の根拠とはならないことは原判決が説示するとおりである (原判決 23 頁 1 行目から 10 行目まで) から、放送法に係る控訴人の主張 (第 2 の 3 (3)) は主張自体失当である。」については日本国憲法 11 条、13 条ならびに 32 条に違反するので破棄されるべきである。

以上